

(検討用資料)

他都市事例を参照にした学校選択制の制度内容等について

○ 選択の機会

- ・小・中学校に入学する際の 1 回のみ
- ・転入者の場合、通学区域の学校又は選択できる範囲で受け入れできる学校の中から選択可能
- ・入学後、例えば進級時などで、学校を選択し直すことはできない

○ 対象者

- 翌年度に小・中学校に入学予定の市（区）内在住者
- * 導入時も、在校生は、学校選択制の対象外とする。
在校生については、認められる理由（基準項目）を検討し、指定外就学を認めるかどうか。
- * 年度途中の転入者の学校選択を可能とするかどうか

○ 選択できる学校の範囲（* 小学校と中学校で分けて議論）

- ・自由選択制の場合 市（区）内のすべての学校
 - * 通学距離の条件（例えば小学校 2 km、中学校 3 km の範囲内）を付けるかどうか
(参考) 江東区：小学 1 年生が、徒歩で 30 分以内に通学できる範囲に限る。
江戸川区：小学校は、自宅より 1. 2 km 以内の距離にある学校に限る。
- ・ブロック選択制の場合 ブロック内の学校
 - * 当該市（区）内を、地域性等により幾つかのブロックに分割する必要がある。
 - * ブロックは、「複数の通学区域が合わさった区域」であり、ブロックの境界付近に自宅があり、隣のブロックの学校の方が近くて安全というケースがある。
- ・隣接区域選択制の場合 隣接する通学区域の学校
 - * 区を越えて選択を認めるのか
- ・特認校 特定の学校について、市（区）内のどこからでも選択を認める

＊施設一体型小中一貫校

(品川区) 小学校は、ブロック選択制、中学校は、自由選択制を実施。
 ただし、小中一貫校の入学指定の優先順位については、小学校、
 中学校通学区域内、ブロック内、その次に区内の子どもの順。

- ・ 特定地域選択制 特定の地域に居住する者について選択を認める

＊本市では、「調整区域」が設定されている。現在、市内に11地域。

【参考】

- ・ 政令指定都市

都 市 名	小 学 校	中 学 校
浜松市	その他（中学校区内の小 学校から選択）	隣接区域
岡山市	隣接区域	隣接区域
広島市	導入していない	ブロック制＋隣接区域

- ・ 東京都23区

小学校	中学校	計
導入していない	導入していない	4区
導入していない	自由選択制	4区
隣接区域	隣接区域	3区
隣接区域	自由選択制	4区
ブロック制	自由選択制	1区
自由選択制	自由選択制	6区（＊）
特認校	自由選択制	1区
		23区

＊徒歩通学可能な範囲に限る区（2区）を含む

○ 各学校の受入れについて

- ・ 学校選択制実施による生徒数の増加を理由とした増築等の対応は、原則行わない。学校施設（教室数）の収容面で、通学区域外からの受け入れが可能な学校を対象に実施する。
- ・ 各学校の施設状況や通学区域内の児童生徒数の見込み等を考慮し、学校ごとに受入れ可能人数を決める。
- ・ 通学区域内に居住する児童生徒だけで教室不足となる可能性が高い場合、

受入れ制限をする学校も生じる。この学校については、通学区域外の児童生徒は、選択することができない。

- ・実際の受け入れ人数は、年度途中の転入者等で学級数が増えないように考慮する。
- ・学校の教室数に余裕がある場合であっても、受け入れ可能な学級数は、通学区域内の就学予定の児童生徒数の学級数に1学級分の増加を上限としている自治体もある。

○ 学校選択のための情報提供

- ・学校選択制の制度内容や手続き、各学校の教育目標、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配布する。
- ・各学校は、希望調査期間等に、学校公開、学校説明会を開催する。
- ・学校見学や学校のHPの充実に取り組む。

○ 学校選択希望調査

- ・秋頃、翌年度入学予定者全員に、「学校案内」、学校希望調査票を送付する。
- ・学校選択の希望者は、定められた期間内に申請書を提出する。通学区域の学校を希望する場合は、申請書の提出は不要。
- ・希望調査の結果については、HP等で公表する。
- ・1～2週間程度の希望変更期間を設け、希望の変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果状況をHP等で公表する。

○ 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を越える場合は、その通学区域内の児童生徒を除き（通学区域以外からの入学希望者が対象）公開抽選により、入学者を決定する。
- ・抽選で当選しなかった場合、補欠として優先順位をつけて登録され、繰り上げを待つ。
- ・また、補欠登録を辞退し、選択範囲内の学校で受け入れできる学校の中から希望する学校を選択することができる。（入学者決定）
- ・抽せん校については、国立、私立に入学する児童・生徒等の数に応じて、小学校は1月末頃まで、中学校は2月中旬頃まで補欠者の繰り上げを行う。繰り上げにならなかった場合は、通学区域の学校を指定校とする。

○ 選択における優先関係（きょうだい関係を優先するかどうか等）

- ・ 抽せんは、当該校に兄弟が在学する児童生徒は、優先扱いとする自治体もあれば、兄弟が在学している弟妹も抽選対象としている自治体がある。この場合、きょうだいともに同じ学校に就学を希望するのであれば、通学区の学校に就学してくださいと周知している。
- ・ 双子など新1年生同士の兄弟姉妹の場合は、申請により1組として取り扱っている。
- ＊通学区域外の学校の希望者には、自宅からの通学距離の近さで優先してほしいという意見なども想定される。

○ 通学について

- ・ 他都市では、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し、保護者の責任において学校選択の希望申請を行うよう周知している。
- ・ 通学は、原則徒歩。自転車の利用は禁止。例外的に公共交通機関の利用を認める場合があるが、費用は、保護者負担としている。

○ 障がいのある児童生徒の就学について

- ・ 他都市では、特別支援学級がすべての小中学校で設置されていない。特別支援学級に就学を希望される児童生徒は、学校選択制の対象とせず、就学相談において、児童生徒にとってどのような就学先が望ましいか、意向を確認し、各学校の対応可能な範囲で調整している。
- ・ 就学相談の結果、小中学校の通常学級に決まった場合は、希望調査期間中に学校選択の希望申請を行っている。

- ＊本市では、ほとんどの学校に特別支援学級が設置されている。障がいのある児童生徒も、原則、通学区域の学校に就学しているが、現在、やむをえない事情がある場合に指定外就学を認めている。
- ＊障がいのある児童生徒の保護者の一部から、特別支援学級の教育活動の内容で選択させてほしいという声がある。

【参考：他都市状況】

■ 学校選択の結果

- ・ 通学区域外の学校に就学する児童生徒の割合は、概ね2～3割。
- ・ 自由選択制を採用している区においても、ほとんどの児童生徒が、住所地の通学区域又は隣接する通学区域の学校に就学している。

□ 学校選択制のメリットについて

◎学校選択制のメリットとは何か

*他都市があげる学校選択制の主なメリット

- ・特色ある学校づくりを推進される
- ・保護者の学校教育への関心が高まる
- ・学校が切磋琢磨することによる活性化が図られる
- ・開かれた学校づくりが進められる

等

◎どうすれば、メリットが生み出せるのか。

特色ある学校づくりや開かれた学校づくりが進み、本市の学校教育をより活性化させることができるのか

・特色ある学校づくりのための方策について

(自治体A) 学校が企画した内容について、教育委員会が審査し、予算を査定

(〃 B) 学校長に裁量予算を付与している。

(〃 C) 特別な措置はなく、既存事業（文部科学省の研究指定校等）を活用している。

・開かれた学校づくり

学校が積極的に情報発信し、保護者の選択に資する情報を提供

「学校案内」冊子の配布、学校公開・学校説明会の実施、学校のHPの充実等

*保護者が子どもの教育のために、よりよい学校選択を行うことができ、かつ入学後に学校の教育活動への参加を促すような情報提供が必要である。

*子どもたちが学校や地域の中で、どのような生活や活動をしているのかという子どもの様子そのものを実際に保護者に見てもらうことも大切である。

*学校を選択する場合には、選択した学校に対して、積極的にその学校の教育活動に参加したり、協力したりすることが期待されているものであることを保護者に伝えることが必要ではないか

□ 学校選択制の課題について

○ 通学区域外の学校に通学する児童の安全確保

- ・ 学校の選択範囲が広い場合、特に小学生は、遠距離通学が課題となる。
- ・ 江東区は、自由選択制で実施していたが、小学生が徒歩で30分以内に通学できる学校に限るよう条件を付した。板橋区は、小学校において、自由選択制から隣接区域選択制に変更した。
- ・ (事例) 通学区域外から通学区域内の集団登校の待ち合わせ場所まで、保護者が送り迎えをする。その待ち合わせ場所から、通学区域内の友達と集団登下校している。通学区域内は、保護者・地域で見守り活動を行っている。
- ・ 通学区域外の子どもも同じ「区の子ども」であり、地域の方には見守りをお願いしている。
- ・ 通学区域外の学校を選んだ場合、通学は保護者責任であることを、保護者が了解したうえで、卒業までの通学の負担も考慮して学校を選択してもらうよう周知に努めている。

* 登下校の見守り活動等にどのような影響があるのか。

* 通学区域外から通学する児童の安全対策について

○ 学校と地域との関係

- ・ 他都市の間でも、それぞれの地域事情や学校と地域の自治組織との関係に差がある。保護者は、学校選択制の実施に関わらず、参加意識が希薄である。
- ・ 特に通学区域外の学校を選択した保護者に対して、地域活動やPTA活動への参加を促している。
- ・ 前橋市は、市内自由選択制（小学校4km、中学校6kmの範囲内）を実施していたが、校区外の学校を選んだ児童生徒、保護者が、居住地の自治会や子ども会活動への参加が少なくなり、学校と地域の関係が希薄化したことなどを理由に学校選択制を廃止した。

* 学校と地域との関係について、どのように整合性をとるのか

学校と地域が連携して取り組んできている「はぐくみネット」や「学校元気アップ地域本部事業」など小中学校区を単位とした事業

* 学校は、地域コミュニティの拠点となる施設であり、防災の拠点施設で

- もある。
- *本市の場合、小学校区は、地域の自治組織の境界とほとんど一致している。
 - *学校選択制を実施する場合、従来の通学区域を越えたところで学校と地域の連携をどのような形で進めて行くのか。

○ 特定の学校への集中等による学校間の児童生徒数の偏り

- ・他都市では、学校選択の結果、特定の学校に児童生徒が集中することにより、学校間で児童生徒数の偏りが生じる事例が生じている。
 - ・施設の新しいさ、学校の立地条件、風評など、学校側の努力だけで改善できないような理由で学校が選択される事例が見受けられる。
 - ・児童生徒の移動が過度に生じないように、学校の受け入れ人数や学級数の枠を設定している。
 - ・適正規模を維持できなくなった学校については、小規模校もメリットがあり、特色の一つとする自治体もある。また、小規模化し、課題の改善を要する学校に対して、支援策を講じている自治体もある。
 - ・風評等で学校選択されないように、学校は、より一層情報発信やPRに努めている。
- *選択されなかった学校に対して、どのように支援を行うのか。何らかの教育的な課題があるのであれば、その課題を克服できるよう支援をすることも必要ではないか

○ 適正就学（越境入学・通学防止）の取り組み

- ・他都市では、制度の公平・公正な運用を確保するため、転入者、転居者に対して生活実態調査を行っている。虚偽の住民登録は違法であるとし、住所を偽って入学したことが判明した場合、入学後でも転校していただくことがあると注意喚起をしている。
(例)『学校選択制の公正な運用のため、必要に応じて住民登録地への生活実態調査を行います。』
- ・希望校の通学区域に居住すれば、無抽選で就学できるとしていることから、生活実態のない住所地に住民登録を行うケースが起こっており、職員が生活実態調査（実地調査）を行っている。

- *現在、取り組んでいる適正就学（越境入学・通学防止）の取り組み
- *本市は、これまでより様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう取り組みを行っている。
- *学校選択制を実施した場合、適正就学（越境入学・通学防止）の取り組みは、どのようになるのか

□ 指定外就学の許可基準の拡大等

○ 指定外就学の許可基準

- ・ 指定外就学とは、教育委員会が、児童生徒の就学すべき学校を指定した後、保護者の申し立てにより、指定校を変更する制度である。
- ・ 教育委員会は、その指定した小学校、中学校を変更することができる場合の要件及び必要な手続きに関し必要な事項を定め公表することとされている。
- ・ 本市の許可基準の項目と運用の状況
- ・ 本市が、現在認めていない基準について議論を行う。
 - ① 通学の利便性などの地理的理由
(例) 指定された学校よりも隣接校の方が、通学距離が短い場合
 - ② 部活動等学校独自の活動
(例) 就学すべき学校に希望する部活動がない場合
- ・ 東京都で小中学校ともに学校選択制を実施していない4区では、指定校変更の制度を活用して、多くの児童生徒が通学区域外の学校に就学している。
指定校変更の申請件数が多い自治体では、学校選択制と同様に、学校が受け入れ人数を公表し、申請者が多い場合、公開抽選を実施して、就学できる児童生徒を決めている。
- ・ また、現在、学校選択制を実施している区でも、実施以前は、指定校変更制度の利用により、多くの児童生徒が通学区域外の学校に就学している状況であった。
- ・ 学校選択制の廃止等を行った自治体では、通学距離が短い場合や部活動などの学校独自の活動等で保護者のニーズがあるケースに対して、指定校変更制度等により、対応しようとしている。
群馬県前橋市、長崎市、東京都杉並区、多摩市
- *他都市の指定校変更制度の許可基準には、隣接校の方が自宅から近い、また通学上、安全である、中学校の部活動など、学校選択制の選択理

由と重複するものがあり、これらの理由を許可基準に追加することで保護者の意向に、一定応えることができるのではないかという意見がある。

- * 学校選択制を実施する場合、指定外就学との関係を、どのように整理すればよいか。
- * 指定外就学も基準を拡大すれば、事実上、学校選択制と同じような仕組みになる場合もある。学校選択制と同じような課題が生じる可能性があるのではないか。そうであれば、同じ観点から議論する必要があるのではないか。

○ 調整区域の設定について

- ・ 現在、本市では、調整区域は、11地域（8区）で設定している。調整区域は、学校選択制の「特定地域選択制」に類似したもの。
 - ・ 学校の統廃合や過大校解消のための分離新設、区画整理などの場合で、地域の意見も調整したうえで、「調整区域」を設けており、あくまで暫定的、特例的な措置である。
 - ・ 調整区域に居住する児童生徒について、本来の指定校を定めるけれども、調整校として、他の学校をあらかじめ定め、保護者の希望申請により、調整校に就学することもできるとしている。
 - ・ 本市の場合、通学区域の設定・変更については、「大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則」により区長に委任している。個々の調整区域の設定についても、地域の意見を調整して区長が決定している。
- * 調整区域を特例的な措置として運用せず、保護者や地域の要望等により設定し運用することはできないか。
 - * 学校選択制を実施した場合、現行の調整区域との関係をどのように整理すればよいか。